

## Q7 既に規程がありますが、法改正により改訂する必要がありますか？

A7

適正な規程があつて、その規程をそのまま適用する場合には、法改正による改訂の必要はありません。但し、適正な規程であるためには、ガイドライン(⇒Q13)に基づく適切な手続きを踏んでいることが重要になります。また、今回の法改正(⇒Q6)の内容を取込む場合には改訂されるのが良いでしょう。

